

厚生労働大臣が定める揭示事項等

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

診療日及び診療時間

診 療 時 間 午前9時30分～午後 5時00分

受 付 時 間 午前9時00分～午前11時30分

休 診 日 日曜日・祝祭日／年末年始12月29日～1月3日

創立記念日 (12月13日)

・入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。（夕食については午後6時以降）

・「個別の診療報酬の算定項目の分かる請求明細書」の交付について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「請求明細書」を無料で発行しております。また、自己負担のない場合でも、「請求明細書」を無料で発行しております。家族等代理の方が会計を行う場合等、「請求明細書」の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申しつけ下さい。

・入院基本料を算定している病棟の看護職員数と当該病棟入院患者の数との割合について

1日平均10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、1日に2以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00は看護職員一人当たりの受持数は8人以内です。また、看護補助者の一人当たり受持数は47人以内です。

17:00～9:00は看護職員一人当たりの受持数は24人以内です。また、看護補助者の一人当たりの受持数は47人以内です。（令和6年2月末在院患者47名）

・保険外負担について

特別の療養環境の提供

個 室 3, 850円／日～6, 600円／日

二人室 3, 300円／日 四人室 1, 265円／日

衣類リース料 1012円／日 おむつ料88円／枚 小遣い管理料110円／日

各種文書料（料金は揭示の通り）

*表示価格は税込み表示です。

*療養の給付と直接関係のないサービス等に係る費用は選択可能です。

・長期収載品の選定療養について

長期収載品の処方等又は調剤をする場合は医療上の必要がある場合を除き通常の（1～3割）に加え、特別の料金を徴収させていただきます。

・一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、処方箋には銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載しております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することが可能となります。

2026.10.01